島根県報

令和８年11月20日（金）
第　７７３　号
（毎週火・金曜日発行）
https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】

指定施業要件の変更予定保安林（２件）　（森林整備課）　2

【公　告】

公共測量の実施（３件）　（技術管理課）　3

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管　（河　川　課）　3

【特定調達公告】

高等学校等教育改革促進事業「島根県学びのデザイン支援センター」構築・運用業務に係る随意契約の相手方等　（教育連携推進課）　4

告　示

島根県告示第633号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和８年11月20日

島根県知事　丸　山　達　也

１　指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市吉田町民谷字民谷902－１、902－２

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字民谷902－１・902－２（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第634号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和８年11月20日

島根県知事　丸　山　達　也

１　指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供

する。）

公　　告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和８年11月20日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（地籍調査に伴う基準点測量）

２　作業期間

令和８年11月５日から令和９年３月29日まで

３　作業地域

益田市遠田町及び下本郷町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和８年11月20日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（用地測量）

２　作業期間

令和８年11月９日から令和９年１月４日まで

３　作業地域

邑智郡邑南町矢上地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和８年11月20日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（用地測量）

２　作業期間

令和８年11月９日から令和９年１月12日まで

３　作業地域

邑智郡邑南町矢上地内

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第１項の規定により命じた措置について、同条第３項の規定により河川管理者

又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第４項の規定により当該工作物を保管したので、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第９項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

令和８年11月20日

島根県知事　丸　山　達　也

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶　３隻

２　当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

⑴　場所

二級河川十間川水系十間川において、出雲市湖陵町三部地内

ア　山田川樋門の西北西約90メートルの神西湖岸に係留されていた船舶　１隻

イ　山田川樋門の西北西約85メートルの神西湖岸に係留されていた船舶　１隻

ウ　山田川樋門の西北西約67メートルの神西湖岸に係留されていた船舶　１隻

⑵　日時

ア　令和８年10月28日９時40分

イ　令和８年10月28日10時15分

ウ　令和８年10月28日９時５分

３　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

⑴　日時

ア　令和８年10月28日９時55分

イ　令和８年10月28日10時30分

ウ　令和８年10月28日９時15分

⑵　場所

出雲市湖陵町三部地内　県有地

４　当該工作物を返還するため必要な事項

⑴　当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示

⑵　所有者等であることを証明する書類の提示

５　本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒693－8511　出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第二課　電話　0853－30－5634

特　定　調　達　公　告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成７年島根県規則第83号）第９条の規定により公告する。

令和８年11月20日

島根県教育委員会教育長　井　手　久　武

１　件名及び数量

高等学校等教育改革促進事業「島根県学びのデザイン支援センター」構築・運用業務　一式

2　契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育連携推進課教育ＤＸ推進室　島根県松江市殿町１番地

3　随意契約の相手方を決定した日

令和８年10月16日

4　随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ソフィアクロスリンク　代表取締役　廣田　拓也　島根県松江市東本町三丁目６番地

5　随意契約に係る契約金額

311,687,746円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約

7　随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号の規定による。